

公 示 送 達 書

日税第2157号

令和8年8月10日

日田市長 棕野 美智子 印



地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、下記のとおり公示送達する。

次の書類は、当市税務課に保管してありますから来所の上、これを受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類	備考
小林 洋	国民健康保険法第78条に準用する 地方税法第20条に規定する書類	
諫山 亮	国民健康保険法第78条に準用する 地方税法第20条に規定する書類	
江藤 蒼太	国民健康保険法第78条に準用する 地方税法第20条に規定する書類	
高田 久雄	国民健康保険法第78条に準用する 地方税法第20条に規定する書類	
羽立 卓也	国民健康保険法第78条に準用する 地方税法第20条に規定する書類	
松本 昭市	国民健康保険法第78条に準用する 地方税法第20条に規定する書類	
中島 正則	国民健康保険法第78条に準用する 地方税法第20条に規定する書類	
井 康輔	国民健康保険法第78条に準用する 地方税法第20条に規定する書類	
堀江 玲津	国民健康保険法第78条に準用する 地方税法第20条に規定する書類	

